

# 第10章 国際社会への貢献と外国人労働者問題 などへの適切な対応

## 第1節 国際機関活動等への積極的参加・協力

近年、厚生労働行政の多くの分野で、国際社会での動きと国内政策が連動するようになってきている。例えば、鳥・新型インフルエンザなどの感染症対策は、国境を越えて世界の社会経済に大きな影響を与えることが懸念され、経済危機下での雇用システムの安定にどう取り組んでいくかは、各国共通の課題となっている。日本国民の健康と生活の安定を守るため、厚生労働省は世界保健機関（World Health Organization：WHO）や国際労働機関（International Labour Organization：ILO）を始めとする国際機関への参画や、二国間交渉での的確な対応等に努めている。

### 1 WHOを通じた活動

WHOは、すべての人々が可能な最高の健康水準に到達することを目的とし、感染症対策、医薬品・食品安全対策、健康増進対策などを行う国際機関である。日本は、総会や執行理事会における審議や決定などに積極的に関与しており、2009（平成21）年5月から2012（平成24）年5月までの3年間、総会で選出された34の執行理事国のうちの一つとしてWHOの政策決定などに寄与してきた。

WHOにおける取組みの一つとして、国際保健規則（International Health Regulations（2005）：IHR）があげられる。「原因を問わず、国際的な公衆衛生上の脅威となりうる、あらゆる事象」を評価後24時間以内にWHOに通報し、その後も引き続き詳細な公衆衛生上の情報をWHOに通報することとなっており、新型インフルエンザ（A/H1N1）の国内発生の際（詳細は第4章第1節参照）や、2011（平成23）年3月の東日本大震災の発生にあっても、上記IHRに基づき通報を行った。

2011年5月に開催された総会では、大塚厚生労働副大臣（当時）が政府代表演説の中で、東日本大震災に対する支援に対する謝意や、国際保健課題に対する日本の継続的な支援等を表明するスピーチを行った。また、放射能の公衆衛生上の懸念に関するテクニカル・ブリーフィングを開催し、大塚厚生労働副大臣（当時）及び日本人専門家から東京電力福島第1原子力発電所事故の状況及び対応について説明し、WHOから災害対応に関するWHOの取組みについての説明等を行った。

このほか、喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする「たばこ規制枠組条約」が2005（平成17）年2月に発効した（日本は2004（平成16）年6月に受諾書を寄託）。2010（平成22）年11月に開催された第4回締約国会合では、「成分規制・情報開示の暫定ガイドライン」や「依存症治療のガイドライン」が採択された。

## 2 ILOを通じた活動

ILOは、労働条件の改善を通じて社会正義の実現等に寄与することを目的として、雇用・労働の分野における国際的な取組みを行う機関であり、労働組合や使用者団体も交えた政労使三者構成を特徴としている。日本は、政労使ともに総会や理事会における審議に積極的に関与しており、日本は常任理事国となっている。また、ILOは、国際労働基準として、これまで189の条約及び202の勧告を設定しているが、日本は、これまでに48のILO条約を批准した。なお、未批准条約については、ILOで中核的労働基準に該当するとされている第105号条約（強制労働の廃止に関する条約）及び第111号条約（雇用及び職業についての差別待遇に関する条約）をはじめ、我が国の実情等も勘案しつつ、国内法制との整合性を含め検討を行っている。近年ILOでは、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現を目標に掲げ活動を行っている。ディーセント・ワークの実現は、四つの戦略目標（①雇用の創出、②仕事における権利の保障、③社会的保護の拡充、④社会対話の促進）の実行を通じて達成される。日本としては、ディーセント・ワークの概念の普及に努めるとともに、四つの戦略目標をカバーする種々の労働政策を推進することによりディーセント・ワークの実現に努めているところである。

2011（平成23）年6月に開催された総会では、小宮山厚生労働副大臣（当時）が東日本大震災に対する支援に対して謝意を表明し、被災地での雇用施策や原発労働者等の保護に関する日本の取組みとともに、社会保障と税の一体改革や公務員制度改革について政府を代表してスピーチを行った。会合では、2012-2013年予算の採択、家事労働者の適切な仕事に関する条約及び勧告の採択、労働行政及び労働監督に関する議論、社会的保護（社会保障）に関する議論が行われた。

2011年12月には、ILOアジア太平洋地域会議が43年ぶりに日本（京都市）で開催され、アジア太平洋地域におけるディーセント・ワーク達成に向けた今後4年間の活動の方向性を、各国政労使で採択した。また、日本政府は、同会議期間中に厚生労働大臣特別セッション「自然災害危機対応～雇用政策を中心に～」を開催し、自然災害に対応するための雇用政策に関する教訓を取りまとめた。

## 3 OECDを通じた活動

OECDは、先進諸国が共通する経済・社会問題について意見交換等を行い、経済成長に貢献することを目的とした国際機関である。厚生労働省では、保健医療、社会保障及び雇用労働問題等の会合に積極的に参加している。

2011（平成23）年5月に開催された第5回OECD社会保障大臣会合では、「より公正な未来の構築：社会政策の役割」をテーマに、(1)世界的経済危機からの回復を支える社会政策のあり方、(2)より効果的な家族政策、(3)人口高齢化を背景とした世代間の連帯の強化などについて意見交換が行われ、岡本厚生労働大臣政務官（当時）が、生活保護制度の改革、世代間の公平を確保するための持続可能な年金・介護制度、高齢者雇用の促進等についてスピーチを行うとともに、東日本大震災について国際社会から寄せられた支援等に対し謝意を表明し、日本の製品を安心して消費していただけることを説明した。会合では、(1)社会政策が長期にわたる持続的な成長に寄与し、経済危機の社会的・経

済的影響を抑えるという便益の側面を考慮、(2) 社会政策の目標と財政の持続可能性の適切なバランスのために支出と歳入の双方における断固たる対策が必要、(3) 早期幼児教育やケアといった子どもの幸福への投資を可能な限り早期に開始するとともにそのコストを社会の全ての関係者で分担、(4) 高齢者介護について地域レベルにおける包括的で切れ目のないサービスを通じた革新的な取組みの共有、などについて合意が得られ、コミュニケが取りまとめられた。

## 4 G8、G20、ASEAN等を通じた活動

### (1) G8、G20等を通じた活動

G8やG20の枠組みで各国の雇用労働担当大臣がお互いの知見を持ち寄って雇用失業問題に対処するための会合が開催されている。G8の枠組みでは2009（平成21）年3月にイタリア・ローマにてG8労働大臣会合が開催され、G20の枠組みでは2010（平成22）年4月にアメリカ・ワシントンDCにて初の雇用労働大臣会合が開催された。2011（平成23）年9月にフランス・パリにて2回目の雇用労働大臣会合が開催され、雇用を経済政策上の優先順位に位置付けるべきであることで合意し、2011年11月に開催されたG20カンヌ・サミットに向け、首脳への提言が取りまとめられた。G20カンヌ・サミットでは雇用対策や社会的保護の重要性が共有され、社会政策に対する首脳レベルでの認識が高まった。特に、若年者雇用に対する危機意識は強く、2011年12月に雇用に関する政府間タスクフォースを設置し、若年者雇用問題に取り組んだところであり、タスクフォースの成果は、2012（平成24）年5月にメキシコで開催の雇用労働大臣会合に報告された。2012年6月に開催されたG20ロスカボス・サミットでは、質の高い雇用がマクロ経済政策の核心であることが確認されたほか、タスクフォースのマネートが1年延長される等の成果が得られた。また、雇用・労働分野以外では、2010年6月に開催されたG8のムスコカ・サミットで、G8各国は、ミレニアム開発目標（MDGs）の中で進捗が遅れている母子保健に対する支援を強化する「ムスコカ・イニシアティブ」を打ち出したほか、2011年5月に開催されたG8ドーヴィル・サミットにおいて、妊産婦の健康改善及び乳幼児死亡率の低下に対するG8各国の責務を再確認した。更に2012年5月に開催されたG8キャンプデービッド・サミットでは、国際保健に関するコミットメントの進展を記録する説明責任報告書が歓迎された。

その他、世界的な健康危機管理の向上及びテロリズムに係る各国の連携強化等を目的とし、G7（日本、カナダ、アメリカ、英国、フランス、ドイツ、イタリア）とメキシコ、欧州委員会（EC）の保健担当閣僚等の会合として、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）が毎年開催されている。2011年12月には、フランス・パリで10周年記念閣僚級会合を開催し、化学剤、生物剤、核・放射線（CBRN）への集団的な備えと対応を強化する枠組みを維持する旨の共同声明を採択した。

### (2) 日中韓及びASEAN + 3等を通じた活動

2011（平成23）年11月に中国・青島で開催された第5回日中韓三国保健大臣会合では、新型インフルエンザ対策や食品安全、臨床研究、災害等の緊急時の対策と対応、非感染性疾患の予防と対策に関し、三国間の一層の協力を推進することを内容とする「第5回

日中韓三国保健大臣会合共同声明」が採択された。

東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations：ASEAN）と日本、韓国、中国の3か国との連携強化の流れの中で、厚生労働行政分野では、保健、労働及び社会福祉の各分野ごとにASEAN＋3の担当大臣会合が行われており、積極的に参加している。2012（平成24）年5月にはカンボジア・プノンペンでASEAN＋3労働大臣会合が行われ、社会保護と技能開発の向上、ASEANに対する国際協力について議論が行われた。2012年7月には、タイ・プーケットにおいてASEAN＋3保健大臣会合が開催され、「2015年のASEAN統合に向けた保健の好機と課題」をテーマに、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（全ての人々が基礎的な保健医療を享受できる状態を指す概念）達成に向けた域内の連携強化について議論を行うこととしている。2010年11月には、ブルネイ・バンダルスリブガワンでASEAN＋3社会福祉大臣会合が開催され、「家族制度・役割の強化：高齢者福祉の推進」をテーマに、社会福祉分野における共通課題や技術協力等について意見交換が行われ、共同声明が採択された。

また、2010年9月には、中国・北京でアジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation：APEC）の分野別大臣会合の1つである第5回APEC人材養成大臣会合が開催され、「人材開発、雇用の力強い促進、そしてあまねく広がる成長の実現」をテーマに議論が行われ、共同宣言が採択された。



第5回日中韓三国保健大臣会合  
（左から林采民（イム・チェミン）韓国保健福祉部長官、陳竺（チン・ジク）中国衛生部長、小宮山洋子厚生労働大臣）

## 第2節 人づくりを通じた国際社会への貢献

厚生労働省では、保健医療、水道、社会福祉、社会保障、雇用環境整備、職業能力開発の各分野において、日本の知識・経験を活かして、WHO、ILOを始めとする国際機関、ASEANやAPEC等の枠組みを通じた国際協力、また外務省や国際協力機構（Japan International Cooperation Agency：JICA）、民間団体と連携して、ワークショップ開催、専門家派遣、研修員受入れ、プロジェクト計画作成指導などの技術協力を行い、開発途上国の人づくり、制度づくりに貢献している。

### 1 WHOなどを通じた保健医療分野における国際協力

WHOを通じて、鳥・新型インフルエンザなどの新興・再興感染症対策を強化するため、WHOを中心とした感染症対策の国際的な枠組みであるグローバル感染症警報・対応ネットワーク（Global Outbreak Alert and Response Network：GOARN）の強化に努めるとともに、国立感染症研究所や国立国際医療研究センターを中心に開発途上国への専門家の派遣や技術協力を行っているほか、エイズの感染拡大に対処するため、国際連

合エイズ合同計画（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS：UNAIDS）を通じて人的、資金的な援助を行うなど、様々な形で保健医療分野における国際協力を行っているところである。

## 2 ILOを通じた労働分野における技術協力

労働分野において、各種専門技術や幅広い人材等を有するILOに任意の資金拠出を行い、ILOを通じて特定国あるいは地域を対象とした技術協力事業（マルチ・バイ事業）を実施している。現在、継続事業としてはASEAN地域の健全な労使関係構築を支援する事業、WHOとILOの協働事業として健康確保対策事業、地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業、アジア地域における雇用分野セーフティネット整備支援事業を実施している。

また、2011（平成23）年度からの新規事業として、南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業を実施するとともに、アジア太平洋地域の社会セーフティネットの基盤整備に資するよう基金を設置した。

さらに、2012（平成24）年度は、東日本大震災により被災地で生じた雇用労働問題に対処するために我が国の官民が行った対策等を世界に発信するための基金を設置した。

## 3 民間企業、JICAなどを通じた国際協力

職業能力開発分野については、開発途上国において人材育成を重視する機運が一層高まっていることから、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジアを中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、「技能評価システム移転促進事業」を通じて、日系企業と連携しつつ、技能評価システムの構築・改善のための協力を行っている。また、外務省やJICAと連携し、開発途上国における職業能力開発関係施設の設置・運営に対する協力、職業能力開発関係専門家の派遣、職業能力開発関係研修員の受け入れなどを行っている。

さらに、アジア地域の開発途上国における高齢化対策や社会保障制度整備を支援するため、高齢者保健福祉制度の構築に対する専門家の派遣や、社会福祉・社会保険行政能力向上に関する研修員の受け入れなどを行っている。

## 4 ASEAN地域、中国等への国際協力

2003（平成15）年度から毎年、ASEAN地域の社会福祉と保健医療の分野における人材育成の強化並びに日本及びASEAN諸国間の情報・経験の共有と中長期的な協力関係の構築・強化を目的として、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催している。本会合の結果は、ASEAN+3保健大臣会合及び社会福祉大臣会合において報告され、ASEAN諸国から高い評価を得ると同時に、今後の会合への期待も表明されている。2011（平成23）年10月には、ASEAN（10か国）から、各国の社会福祉、保健医療、社会的弱者に対する雇用政策の各分野を担当する行政官（局長・課長クラス）の参加を得て、第9回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を東京で開催した。同会合では、「福

社及び保健分野における人材育成」をテーマに、保健・福祉サービス提供者の能力向上、社会的弱者の就業能力向上と分野間連携や官民連携を目指して議論が行われた。第10回会合は、2012（平成24）年10月に開催することとしている。

また、2011年度より、ASEAN地域における労使団体の育成や社会セーフティネットに係る政策決定への参画促進に資する活動を支援するため基金を設置し、同地域における社会セーフティネットの構築支援を行っている。

さらに、ASEANやAPEC、アジア太平洋地域技能就業能力計画の枠組みを通じて職業能力開発に関する各種研修事業などの国際協力事業を実施している。このほか、開発途上国における職業訓練指導員の養成を支援するため、当該国からの留学生を受入れている。そして、民間団体と連携し、中国の労働関係指導者又はその候補たる中堅幹部等を日本に招へいし、日本国内の企業において日本の産業・労働事情について研修するとともに意見交換等を行うことにより、人事・労務管理能力、労使関係、労働環境の整備改善能力等の向上を図り、中国における労働分野の自立的な発展に寄与している。このほかにも、2011年度より、アジアの貧困地域において、国際的な労使団体のもつネットワークを活用し、公的サポートが行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行っている。

## 5 外国人技能実習制度の適正な実施

外国人技能実習制度<sup>\*1</sup>は、労働力の確保ではなく、技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的とするものである。しかしながら、研修生・技能実習生を実質的に低賃金労働者として扱うなど不適正な問題が増加していた状況に対処し、研修生・技能実習生の保護の強化を図るための法改正が行われ、2010（平成22）年7月から施行されている。これにより、入国一年目から技能実習生として、労働基準法等の労働関係法令が適用されることとなった。新制度による技能実習が適正に行われるよう、監理団体・実習実施機関への巡回指導、技能実習生に対する母国語による電話相談を行っている。また、2011（平成23）年3月11日に発生した、東日本大震災への対応として、被災県を対象とした震災対応セミナー、メンタルヘルスアドバイザーによる特別巡回相談、実習実施機関が被災し、実習の継続が困難となった技能実習生に対する技能実習の継続支援等を実施した。

### 第3節 二国間政策対話の推進

#### 1 社会保障・保健福祉分野における政策対話

世界で最も急速に高齢化が進展している日本においては、共通の課題に取り組む諸外国との国際比較の中で日本の制度の特性や問題点等について検証し、日本の政策立案の参考とすることが重要である。一方、日本の取組みに対する諸外国からの関心も非常に高くなっている。このため、2011（平成23）年には、日韓社会福祉交流、日独高齢化シンプ

\*1 外国人技能実習制度の詳細を紹介したホームページ  
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/gaikoku/index.html>

ジウム、日北欧高齢化セミナー、日中韓高齢化セミナーの4つの枠組みで、主に高齢者対策に関する事項をテーマに政策対話を行った。

## 2 雇用・労働分野における政策対話

経済の国際化の進展等に伴い、先進国が抱えるようになった雇用・労働分野における共通の課題を解決するため、労使、専門家を交えた政策対話が重要となっている。最近では、2010（平成22）年2月にドイツとの間で「人口動態変化」、「労働市場政策」、「介護問題」をテーマに政労使交流を、同年3月にはベルギーにおいて日EUシンポジウム（テーマ「より安全でより健康的な職場」）を行った。また、政府間交流として、2010年6月には中国で日中交流事業（テーマ「金融危機後の雇用問題への対応等」）を開催している。

### 第4節 経済活動の国際化への対応

#### 1 WTOを通じた活動

経済活動が国際化し、ヒト・モノ・カネの国境を越えた動きが活発化する中で、厚生労働省としても対外経済交渉は重要な課題となっている。世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）は、2001（平成13）年の第4回閣僚会議において合意された「ドーハ開発アジェンダ」に基づく交渉（ドーハ・ラウンド）<sup>\*2</sup>を行っており、厚生労働省としても、経済活性化の観点とともに国内に与える影響を十分に考慮しながら、サービス貿易交渉などの場でWTOの活動に関与している。

#### 2 経済連携協定（EPA）

WTOの多国間貿易体制における自由化を補完する二国間の経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）等の締結により1990年代以降世界各地で経済連携が加速・拡大されてきた流れを受けて、2012（平成24）年6月末現在、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド及びペルーとの協定が発効している。さらに、オーストラリア等数か国・地域と交渉を行っている。このほか、日EU・EPA交渉開始に向けた交渉の範囲等を定めるための作業（スコーピング作業）、日中韓自由貿易協定（FTA）産官学共同研究や日カナダEPAの官民共同研究が完了した。EPA・FTAの交渉では、物品貿易の自由化促進や投資規制等について交渉が行われているが、厚生労働分野では、「サービス貿易」や「自然人の移動」も対象となっている。特に日・インドネシア経済連携協定及び日・フィリピン経済連携協定では、インドネシア人及びフィリピン人の看護師・介護福祉士の候補者に対し、一定の条件の下で入国し、日本の国家資格を取得するための研修・就労、

<sup>\*2</sup> 2011年12月の第8回WTO閣僚会議において、近い将来の合意は困難であることを認めるが、交渉をあきらめず、新たなアプローチを見出す必要性を認識することに合意した。また開発を尊重しつつ、先行合意の議論を進めることも約束した。

国家資格取得後の就労等を認めている（第10章第5節3参照）。

また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、政府全体として関係国との協議を進めているところである。

### 3 その他の厚生労働分野の経済交渉について

日米間においては、両国の経済成長に貢献することを目指す「日米経済調和対話」が2010（平成22）年に設置され、医薬品・医療機器、食品安全等の分野の議論を行っている。

## 第5節 外国人労働者問題等への適切な対応

### 1 日系人を始めとする定住外国人に関する就労環境の改善及び離職した場合の支援

従来、日系人を始めとする定住外国人労働者の多くは、製造業の生産過程に従事し、「派遣・請負」のいわゆる非正規雇用として不安定な雇用形態で就労していた。これらの定住外国人労働者は、リーマンショック以降の急速な雇用失業情勢の悪化により、仕事や住居等を失うこととなり、日系人集住地域のハローワークに求職のため、多数訪れるなどの動きが見られた。これらの者は日本語能力の不足や我が国の雇用慣行の不案内に加え、スキルの蓄積も十分ではないことから、離職した場合には再就職が極めて厳しい状況にあった。

このため、2008（平成20）年度秋以降日系人集住地域のハローワークを中心に、日本語能力の不足により職業相談等が困難な求職者がハローワークを拠点に求職活動ができるよう、ポルトガル語等の通訳を増配置するとともに、ハローワークと市町村が連携して、生活相談等を含む各種相談をワンストップで行える相談窓口の設置により情報提供・相談体制の構築を行っている。<sup>\*3</sup>また、再就職を希望する日系人に対し、日本語能力も含めたスキルアップを行う日系人就労準備研修を実施している。最近の外国人の職業相談状況については、2011（平成23）年3月から5月にかけて東日本大震災に伴うサプライチェーンの断絶等の影響を受けて、一時的に求職者数及び職業相談件数が増加したものの、6月以降は減少傾向にある。

しかしながら、職業相談件数は未だにリーマンショック前の水準までは回復しておらず、相談を繰り返しても就職に至らない求職者が滞留していることから、通訳によるきめ細かな職業相談、職業紹介を実施するとともに、日系人就労準備研修も引き続き実施しており、当該研修の実施にあたっては、適切なコース設定や外国人向けの職業訓練機会の確保等各自自治体とも連携のうえ実施している。

また、ハローワークにおいては、雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出制度により事業主から把握した情報を基盤に、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針に基づき労働・社会保険や労働関係法令の周知啓発に加えて、安易な解雇の防止や再就職援助の努力等についての指導・啓発を行っている。

\*3 通訳を配置している公共職業安定所等一覧  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin.html#intro>

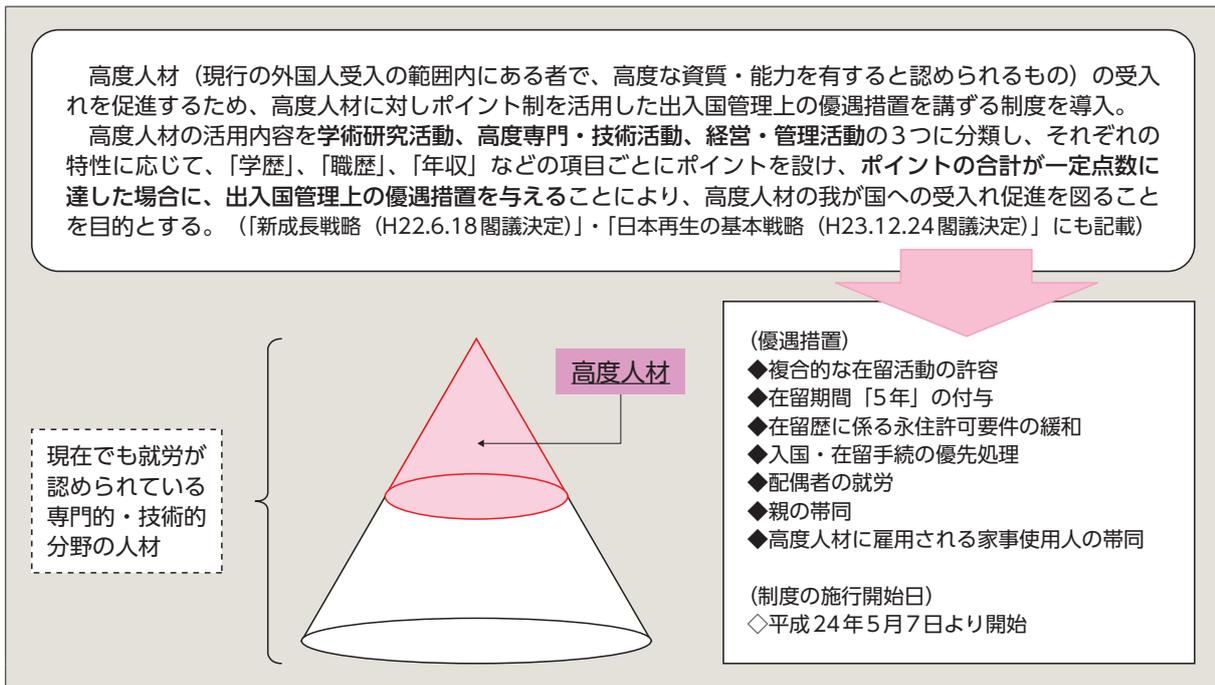
## 2 専門的・技術的分野の外国人の就業促進

グローバル化が進行する中で、我が国の経済活力と潜在能力を高めるためには、国内人材の最大限の活用はもとより、高度な技術や専門的な知識を持った外国人材の活用が重要な課題である。

厚生労働省においても、外国人雇用サービスセンターを中心に全国ネットワークを活用して、その能力発揮及び定着促進を念頭に置いた、企業における高度外国人材の活用促進のための取組みを支援するとともに<sup>\*4</sup>、高度外国人材となりうる留学生の積極的な国内就職の促進を図るために、大学、経済団体等との連携を強化し、留学生向けのインターンシップの推進等を行っている。

また法務省告示等により、高度外国人材の我が国への受入れを促進するため、高度外国人材の活動内容を学術研究活動、高度専門・技術活動、経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した者に、出入国管理上の優遇措置を与える「ポイント制度」が2012（平成24）年5月7日に導入されたところである。

図表 10-5-1 高度外国人材に対するポイント制度



## 3 二国間の協定等に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ

インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れは、経済活動の連携強化の観点から、外国人の就労が認められていない分野（看護補助・介護）で、公的な枠組みで特例的に行われているものである<sup>\*5</sup>（国

\*4 高度外国人材活用のための実践マニュアル等に関するホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/oshirase/110224.html>

\*5 受入れの枠組みを紹介したホームページ「インドネシア、フィリピン、ベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて」  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other22/index.html>

内労働市場に悪影響を及ぼさないようにする観点から、受入れ人数に上限を設けてきている（2012（平成24）年度：各国看護200人、介護300人）。基本的に、看護師候補者は最大3年間、介護福祉士候補者は最大4年間滞在でき、協定に定める日本語研修等を履修した後、国家資格取得に向け、病院・介護施設での就労・研修等を行う。公正かつ中立にあっせんを行うとともに適正な受入れを実施する観点から、相手国側からの送り出し調整機関と日本側の受入れ調整機関は各々1つに限ることとしており、日本側機関は社団法人国際厚生事業団となっている。インドネシアは2008（平成20）年度から、フィリピンは2009（平成21）年度から受入れが始まり、2012年度までに両国併せて累計1,562人が病院や介護施設等に受け入れられてきた（2011（平成23）年度までの国家試験累計合格者数は、看護師66人、介護福祉士36人（介護福祉士は、2011年度が初めての受験））。厚生労働省では、引き続き国家資格取得に向けた就労・研修に関する支援の実施、国際厚生事業団による職業紹介業務等に対する指導監督を行うとともに、外務省、法務省、経済産業省と緊密に連携しその運営をしている。

また、看護師国家試験及び介護福祉士国家試験における用語等を見直し、2010（平成22）年度の試験から反映させた。

ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れは、ベトナムとの経済連携協定に基づき、協定発効後も交渉を継続した結果、2011（平成23）年10月、両国の経済関係の強化のため、日越首脳会談で受入れにつき一致し、その基本的な枠組みを定める交換公文が、2012年4月の両国の署名・交換を経て、2012年6月17日に発効した<sup>\*6</sup>。訪日する候補者が日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベルである「日本語能力試験N3以上」の日本語能力を有することを条件としている点が、既存のインドネシア・フィリピンからの受入れと比べて特徴的である。

図表 10-5-2 2012年度の主な就労・研修の支援

- ①すべての受入れ施設の巡回訪問・指導
- ②相談窓口・個別訪問による相談対応
- ③過去の国家試験問題の翻訳
- ④専門分野の日本語習得のための教材配布
- ⑤模擬試験の配布・実施、集合研修による習得度確認及び学習指導
- ⑥帰国した候補者に対する支援（在外公館での模擬試験の実施等）

\* 6 「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換」（2012年4月18日厚生労働省報道発表資料）  
（厚生労働省HP）<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000028t27.html>